

## ロシアの経済特区の特質

(社)ロシアNIS貿易会・ロシアNIS経済研究所

服部倫卓

### はじめに

本稿では、2005年の連邦法により形成されたロシアの経済特区政策に着目し、他国の経済特区との比較も交えつつ、その特質に関し考察する。第1節では、経済特区制度整備と特区設立の経緯に関し事実関係を整理するとともに、企業の進出状況を統計的に把握する。その際に、工業生産特区の重要性の高さに鑑み、同特区への企業進出状況についてはとくに詳しく取り上げることにする。第2節では、中国等と比較した場合のロシア特区の特殊性について分析し、ロシアの特区制度が対外経済関係というよりは国内産業政策という側面が強いことを明らかにする。最後に第3節では、これまでの分析を踏まえながら、ロシア経済特区制度の政策としての合理性についての評価を試みる。

### 1. ロシアの特区制度の概要

#### (1) 1990年代の反省に立った2005年特区法

ロシアでは、ソ連時代の末期以降、経済の自由化に伴って、経済特区が多数設立された。表1に見るように、その数は確認されているだけで20以上に及ぶ。ただし、当時は経済特区に関する統一的な法律は存在せず、その設立は個々の法令によって打ち出された。表1に示したとおり、設置法令は連邦法、大統領令、政府決定などまちまちで、特区制度の中味も千差万別であった。これらの特区は、エリツィン大統領時代の野放図な地方分権策の端的な表れであり、地域および国全体の経済発展に資することはほとんどなく、闇経済の温床となるばかりであった。

プーチン大統領の時代になり、カリーニングラード州特別経済区とマガダン州特別経済区を除き、1990年代に設立された経済特区はすべて廃止された。そして、2005年7月に、満を持して連邦法「特別経済区について」が採択されたわけである。ロシアで特区に関する統一的なルールが制定されるのは、これが初めてであった。

当時ロシアの政策担当者たちが様々な機会に発言していたとおり、2005年になって改めて特区制度が導入された背景には、産業構造の多角化・高度化という課題があった。もともとロシア経済は石油・天然ガスをはじめとする資源および金属等の素材部門に偏重しており、2000年代に入ってからエネルギー価格の高騰でますますそれに拍車がかかっていた。そこで、石油高で財政的な余裕があるうちに、特区を選定してそこに集中的に投資を行い、製造業およびハイテク産業発展の拠点として育成することで、国全体の経済を浮揚させようというねらいがあった。

と同時に、2005年特区法は、プーチン政権下で進展した中央集権化の文脈からも理解すること

ができる。上述のとおり、1990年代に怪しげな特区の乱立が弊害を招いたことの反省に立ち、2005年特区法では法制度上も、管理体制の面でも、連邦主導の統一的な枠組みが打ち出された。とりわけ、経済発展貿易省（当時）の下部組織である「連邦経済特区管理庁」が新設され、これが全国の特区を一元的に管理することになった。

**表1 1990年代にロシアで設立された経済特区**

設立年	特区名	連邦構成体	設立法令
1990年	自由経済区「ナホトカ」	沿海地方	ロシア共和国最高会議決議
1990年	自由経済区「テクノポリス・ゼレノグラード」	モスクワ市	ロシア共和国最高会議決定
1990年	自由経済区「ヤンターリ」	カリーニングラード州	ロシア共和国最高会議決定
1991年	自由経済区「ダウリヤ」	チタ州	ロシア共和国最高会議幹部会議長令
1991年	サンクトペテルブルグ市自由企業活動区	サンクトペテルブルグ市	ロシア共和国最高会議幹部会議長令
1991年	ヴィボルグ自由企業活動区	レニングラード州	ロシア共和国最高会議幹部会議長令
1991年	アルタイ地方自由経済区	アルタイ地方	ロシア共和国最高会議幹部会議長令
1991年	自由経済区「エヴァ」	ユダヤ自治州	ロシア共和国最高会議幹部会議長令
1991年	自由経済区「サトコ」	ノヴゴロド州	ロシア共和国最高会議幹部会議長令
1991年	自由経済区「クズバス」	ケメロヴォ州	ロシア共和国最高会議幹部会議長令
1991年	自由経済区「サハリン」	サハリン州	ロシア共和国最高会議幹部会決定
1991年	環境・経済区「ゴールヌイ・アルタイ」	アルタイ共和国	ロシア共和国閣僚会議決定
1992年	自由商業区「シレメチェヴォ」	モスクワ州	ロシア連邦大統領令
1993年	自由関税区「モスクワ・フランコポルト」 および「フランコポルト・ターミナル」	モスクワ市	ロシア連邦大統領令
1994年	特別経済区「カフカス・ミネラルウォーター」	スタヴロポリ地方、カラチャイ・チェルケス共和国、カバルダ・バルカル共和国	ロシア連邦政府決定
1995年	自由経済区「カバルダ・バルカル」	カバルダ・バルカル共和国	ロシア連邦大統領令
1996年	自由関税区 「ウリヤノフスク・ヴォストーチヌイ空港」	ウリヤノフスク州	ロシア連邦政府決定
1996年	国際ビジネスセンター「イングーシ」	イングーシ共和国	ロシア連邦法
1996年	カリーニングラード州特別経済区	カリーニングラード州	ロシア連邦法
1996年	自由経済区「エラプガ」	タタルスタン共和国	ロシア連邦政府決定
1996年	集中経済発展地域「オセチア」	北オセチア共和国	ロシア連邦政府決定
1996年	ハカシア共和国自由経済区	ハカシア共和国	ロシア連邦大統領令
1999年	マガダン州特別経済区	マガダン州	ロシア連邦法

（出所） Kuznetsova (2009), p.198; Zimenkov (2005), pp.197-198 にもとづいて筆者作成。

## (2) 特区の種類と設立状況

2005年連邦法により、「工業生産特区」と「技術導入特区」という2つのタイプの経済特区を創設することがうたわれた。工場で生産活動を行うのが前者であり、後者では研究開発活動が主体となる<sup>1</sup>。両特区の税制・関税優遇措置は、表2に見るとおりである。

2005年連邦法制定後、特区の具体的な設立地の選定が進められた。同年11月28日に経済発展貿易省（当時）で開催された選考委員会で工業生産特区と技術導入特区の設置場所が内定、同年12月21日付の政府決定によりこれらの特区創設が正式に決まった。工業生産特区は、リペツク州グリャジ地区、タタルスタン共和国エラブガ地区の2箇所。技術導入特区は、サンクトペテルブルグ市、モスクワ市ゼレノグラード区、モスクワ州ドゥブナ市、トムスク州トムスク市の4箇所であった。当初、さらに数箇所の工業生産および技術導入特区を設置すると言われていたものの、現在のところ実現していない。

その後、2005年連邦法が改訂され、「観光リクリエーション特区」、「港湾特区」という2つの枠組みが新たに加わった。観光リクリエーション特区は、すでに7箇所に設置されている。2010年3月に、沿海地方ウラジオストク市のルースキー島を観光リクリエーション特区に追加することが内定しており、これも含めれば8箇所ということになる。一方、港湾特区は2009年12月、ハバロフスク地方のソヴィエツカヤ・ガヴァニ港、ウリヤノフスク州のウリヤノフスク・ヴォストーチヌイ空港の2箇所での設置が決定した。これら4つの種類のすべての特区を、表3にまとめておく。

**表2 ロシアの工業生産特区と技術導入特区の税制・関税優遇措置**  
(2010年5月現在)

	ロシアの 一般税制	経済特区		
		工業生産特区		技術導入特区
		リペツク	エラブガ	
利潤税	20%	16%	15.5%	16%
統一社会税	26%	26%		14%+特別累進課税
資産税	最大2.2%	0% (5年間)	0% (10年間)	0% (5年間。 特区によっては10年間 のところもある模様)
土地税	最大1.5%			
運輸税	馬力によって異なる			
輸入時の付加価値税	18% (一部10%)	0% (特区外に移出する際には課税)		
輸入関税	品目によって異なる	0% (特区外に移出する際には課税。 その際の関税率は完成品または部材の税率を選択可能)		

<sup>1</sup> 技術導入特区では従来は研究開発のみで生産活動は禁止されていたが、2009年12月の特区法の改訂により、許可を受ければ生産活動も可能ということになった。最新版の連邦特区法第10条参照（ROTOBO 2010, pp.54-55）。

表3 2005年連邦特区法にもとづく経済特区の一覧

種類	設立決定年	特区名	連邦構成体	面積	想定される主な事業内容
工業生産特区	2005年	リベツク(カジンカ)	リベツク州	1,024ha	機械・設備、家電、電気機械、プラスチック・金属製品、電気・電子設備、家具、その他の生産
	2005年	エラブガ(アラブガ)	タタルスタン共和国	1,998ha	自動車および同部品、化学・石油化学工業、製造業、医薬品、航空機、家具等
技術導入特区	2005年	ゼレノグラード	モスクワ市	5.15ha	マイクロエレクトロニクス
	2005年	ドゥブナ	モスクワ州	188ha	核技術・物理学、プログラミング
	2005年	サンクトペテルブルグ	サンクトペテルブルグ市	200ha	IT、計測・分析機器、医薬品
	2005年	トムスク	トムスク州	197ha	新素材、核技術、ナノテク、バイオ
観光 リクリエーション 特区	2007年	ノーヴァヤ・アナパ	クラスノダル地方	882.3ha	リゾート開発
	2007年	グラント・スパー・ユツァ	スタヴロポリ地方	843ha	
	2007年	アルタイスカヤ・ドリナ	アルタイ共和国	855ha	
	2007年	ビリュノヴァヤ・カトゥニ	アルタイ地方	3,326ha	
	2007年	クルシスカヤ・コサ	カリーニングラード州	281.6ha	
	2007年	ヴァロータ・バイカラ	イルクーツク州	1,612.6ha	
	2007年	バイカルスカヤ・ガヴァニ	ブリヤート共和国	3,650ha	
	2010年	ルースキー島	沿海地方	...	
港湾特区	2009年	ソヴィエツカヤ・ガヴァニ港	ハバロフスク地方	290～450ha	国際輸送および船舶修理拠点の創設
	2009年	ウリヤノフスク・ ヴォストーチヌイ空港	ウリヤノフスク州	120～640ha	航空機産業、宇宙・航空用ハイテク素材、航空機の修理・技術サービス

なお、2005年連邦法により、それ以前に存在していた特区は基本的に全廃となった。ただし、カリーニングラード州特区、マガダン州特区は例外とされ、この2つの特区は現在も2005年連邦法の枠外で、いわば「特別な特区」として存続している。図1は、これも含めた、現時点でロシアに存在しているすべての経済特区を示したものである<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> ただし、これらはいくまでも、連邦レベルの決定により設立された経済特区である。全貌は明らかでないものの、連邦構成体が独自に経済特区を設立するケースもある。たとえば、リベツク州において、連邦政府が設立した特区「カジンカ」の他に、州レベルの特区が複数設けられていることが知られている。

図1  
ロシアの経済特区地図



### (3) 投資および企業進出状況

特区管理庁のウェブサイトに掲載された情報によれば、2005年連邦法にもとづく特区への入居企業数は、図2のように推移している。最新の2009年末時点で、207社となっている。その内訳は表4のとおりであり、特区の種類別では技術導入特区：160、工業生産特区：26、観光リクリエーション特区：21である。これを見る限り、観光リクリエーション特区ですでに企業が入居しているところは3特区だけであり、カーニングラード州、クラスノダル地方、スタヴロポリ地方、イルクーツク州の観光特区ではまだ入居が決まっていなかったようだ。また、港湾特区は2009年末時点ではまだ稼働していなかったため、入居企業もゼロとなっている。

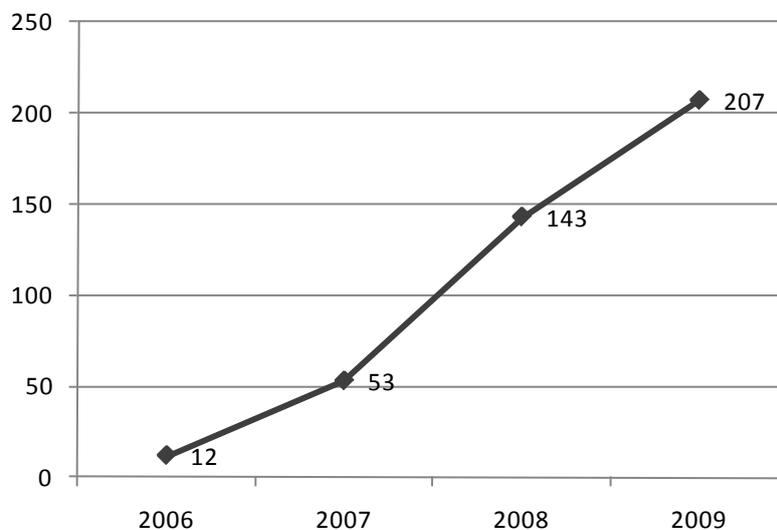
207社による投資予定総額は2,191億ルーブルとなっている。入居企業がすでに実施した投資は、211億ルーブルとされている。入居企業によってこれまでに生産された財・サービスは145億ルーブルで、特区内では8,622人分の雇用が新規創出された。なお、207社のうち、外資参加企業は、26社にすぎない（出資国は18カ国）<sup>3</sup>。

特区制度を立ち上げてから2009年8月1日までに、特区における各種のインフラ建設のために支出された公的資金は385.6億ルーブルで、うち連邦財政からの支出が221.3億ルーブル、地域（連邦構成体）財政からの支出が164.3億ルーブルであった。この時点までに54件のインフラ物件が稼働し、なお150件が建設中であったという<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> <http://allmedia.ru/headlineitem.asp?id=591472> ; <http://www.e-vid.ru/index-m-192-p-63-article-31208.htm>

<sup>4</sup> <http://www.e-vid.ru/index-m-192-p-63-article-31208.htm>

**図2 2005年連邦法にもとづく経済特区への入居企業数の推移**  
（各年末現在）



**表4 2009年末現在の特区别の入居企業数**

特 区 名	入居企業数
合 計	207
<b>工業生産特区</b>	26
リベツク工業生産特区	17
エラブガ工業生産特区	9
<b>技術導入特区</b>	160
ドゥブナ技術導入特区	50
ゼレノグラード技術導入特区	32
サンクトペテルブルグ技術導入特区	33
トムスク技術導入特区	45
<b>観光リクリエーション特区</b>	21
アルタイ地方観光リクリエーション特区	9
アルタイ共和国観光リクリエーション特区	9
ブリヤート共和国観光リクリエーション特区	3

表5 工業生産特区への入居企業一覧

リペツク工業生産特区					
企業名	概要	敷地面積	雇用予定	予定投資額	投資国
シヴィル・サブライズ ООО «Гражданские припасы»	スポーツ・狩猟用の金属・プラスチック葉きょうを生産。現在ヨーロッパから輸入されている葉きょうを代替するだけでなく、製品の40%を輸出予定。ノヴォリペツク冶金コンビナートのオーナーであるリシン氏が支配するパトロンナヤ・マヌファクトゥラ社の子会社。	8ha	...	26.9億ルーブル	ロシア
リペツク・オフセット・コンビナート ООО «Липецкий офсетный комбинат»	食品包装および雑誌の印刷・生産を手掛ける。原料の紙は輸入。生産した包装は地元飲料メーカー「レベジャンスキー」等に供給予定。	8ha	...	39.8億ルーブル	ロシア
ロシア・ナノテク・センター ЗАО «РЦНТ»	フラーレン、ナノ拡散物質等、ナノテク素材の生産。	7.6ha	...	13.0億ルーブル	ロシア
Yokohama R.P.Z. ООО «ЙОКОХАМА Р.П.З.»	乗用車用タイヤの生産。2011年中に年産140万本をめざす。	24ha	第1期で500人程度	117.7億ルーブル	日本
エネルギーテクノロジー・リペツク ОАО «Энерготехнологии Липецк»	発電所を建設し特区の入居者向けに電力・熱エネルギーを供給。ガスプロム孫会社のエタン社が75%を、リペツク特区のサービス会社が25%を出資。	24.6ha	...	170.5億ルーブル	ロシア
Alu-Pro ООО «АЛУ-ПРО»	二重ガラスのアルミ型の生産。	1.96ha	...	3.7億ルーブル	イタリア
ソーラー・インダストリアル・カンパニー ООО «Солнечная индустриальная компания»	太陽光発電用の鋳塊・板を生産。	3.2ha	...	13.7億ルーブル	ロシア
Fenzi ООО «Фенци»	ガラス製品ののための充填材を生産。現在ベルギーとイタリアから輸入されている製品を代替。	3.93ha	...	5.5億ルーブル	イタリア
ベカルト・リペツク ООО «Бекарт Липецк»	スチールコード等を生産。最終的には、スチールコード年産3万t、船舶用ワイヤー年産1万tを予定。	20ha	...	35.0億ルーブル	ベルギー
アコンヌイエ・システムイ ООО «ЛЗСК Оконные системы» <a href="http://lzsk.ru">http://lzsk.ru</a>	板ガラス関連の生産。	5.9ha	...	4.8億ルーブル	ロシア
モンディアル・グループ・イスト ООО «Мондиаль Груп Ист»	商業用冷蔵庫のコンプレッサを生産。	6ha	...	7.6億ルーブル	イタリア
ラツィオナル ООО «Производственный комплекс "РАЦИОНАЛ"»	熱エネルギー設備、パイプライン部品を生産。	11.5ha	...	4.8億ルーブル	ロシア
リペツク断熱材コンビナート ООО «Липецкий комбинат тепло-изоляционных материалов»	建設用の断熱材の生産。	10ha	...	17.5億ルーブル	ロシア
ベロン・メタコン ООО «Белон - Метакон»	鉄骨・建設資材、サンドイッチパネルを生産。ノヴォシビルスクの石炭企業「ベロン」(現在はMMK傘下)が設立。ベロン社がノヴォリペツク冶金コンビナートに石炭供給の実績がある縁で当地に進出した模様。経済危機で操業が停止したとの情報がある。	6ha	...	5.2億ルーブル	ロシア
バイオエタノール ООО «Биоэтанол»	バイオ燃料、飼料添加物の生産。地元で収穫された小麦・トウモロコシ等の農産物を原料として使用。販路は欧州市場を想定。	20ha	...	28.2億ルーブル	ロシア
SEST-LUVE ООО «СЭСТ ЛЮВЭ»	熱交換設備を生産し、ロシア国内市場で販売。年産7万個の蒸発器、12万個の冷却器の生産能力を有し、これらはロシア市場でのシェア60%に相当する。イタリアSEST社が設立。	3ha	100人	3.6億ルーブル	イタリア
ChSZリペツク ООО «ЧСЗ-Липецк» <a href="http://www.chszlp.ru">http://www.chszlp.ru</a>	ガラス瓶の生産を手掛ける。ヴォログダ州のチャゴダ・ガラス工場が設立。	12.5ha	...	13.3億ルーブル	ロシア

エラブガ工業生産特区					
企業名	概要	敷地面積	雇用予定	予定投資額	投資国
アクリチェフ・アラブガ ООО "Акульчев-Алабуга" http://www.akulchev.ru	菓子・パン製品の生産を手掛ける。タタルスタン共和国ナベレジヌイエチェルヌイ市の製菓会社「アクリチェフ」が設立。年産7,000tを計画。	...	156人	4.8億ルーブル	ロシア
ポリマチズ ЗАО "Полимагиз" http://www.polymagiz.ru	不織布その他のポリマー製品を生産(ロシアで最大の不織布工場)。その用途は医療、道路建設、パイプ、水利施設、軽工業など多様。原料のポリマーはエジネカムスクネフチェヒム社が供給。	...	110人	15.8億ルーブル	ロシア
セヴェルスターリアフト・いすゞ ЗАО "Северстальавто-ИСУЗУ" http://www.isuzutrucks.ru	いすゞのバス(現在のところ小・中型のエルフ)を生産。出資比率は、ソレルス:66.0%、いすゞ:29.0%、双日:5.0%。生産キャパは年間2.5万台。	...	1,500人	26.4億ルーブル	ロシア(66.0%) 日本(34.0%)
エア・リキッド・アラブガ ООО "Эр Ликид Алабуга" http://www.airliquide.ru	LOX、LIN、GOX等の産業ガスを生産。日量40tの酸素をパイプラインで下記の外ネフチ・アラブガ・スチェックロヴォロクノ社に供給。また日量200tの液体酸素および窒素を地域の需要家に供給。	...	40人	15.4億ルーブル	フランス系 多国籍企業
タトネフチ・アラブガ・スチェックロヴォロクノ ООО "П-Д Татнефть-Алабуга Стекловолокно"	ガラス繊維および同製品を生産。原料は国内各社から調達。酸素は上記エア・リキッド社から調達。製品は7割国内販売、3割は欧州への輸出を想定しているが、国内市場は低迷しているとの指摘も。ロシア・タトネフチ子会社と独Preiss Daimler子会社との合弁。	...	300人	30.9億ルーブル	ロシア(50%) ドイツ(50%)
セプタル ООО "Септал"	集中的システムから隔絶された局所的・小規模下水システム設備の部分品を生産。これらは住宅建設増に伴い需要が増加している。	...	200人	12.4億ルーブル	キプロス
エンジニアリング設備工場 ЗАО "Завод инженерного оборудования"	住宅・産業施設の暖房・空調システムに用いる熱ポンプおよび部品の生産。	...	200人	6.3億ルーブル	ロシア
ロックウール・ヴォルガ ООО "Роквул-Волга" http://www.rockwool.ru	断熱材の生産。	...	150人	66.5億ルーブル	デンマーク系 多国籍企業
ソレルス・エラブガ ООО "Соллерс-Елабуга" http://www.fiatducato.ru	自動車(フィアットの大型バンDucato)を生産。キャパは年産7.5万台で、現地調達率80%をめざす。	...	2,500人	79.2億ルーブル	ロシア

#### (4) 工業生産特区への企業進出状況

2005年連邦法にもとづいて創設された特区のうち、産業政策、それに関連した科学技術振興政策のツールとして重要性が高いと考えられるのは、工業生産特区と技術導入特区である。観光リクリエーション特区は、リゾート開発の促進というかなり特殊な目的を帯びているので、ここでの分析対象からはひとまず外して差し支えなからう。他方、港湾特区は製造業振興上の役割も浮上しているものの<sup>5</sup>、始動したばかりであることから、現時点では踏み込んだ分析は困難である。そこで、以下本稿では主として工業生産特区と技術導入特区を念頭に置いて議論を進める。

なかでもとくに重要性が高い2つの工業生産特区、リペツクとエラブガの入居企業の一覧を作

<sup>5</sup> 港湾特区は、当初はロジスティクスセンターという位置付けで、もっぱらサービス業が想定されていた。しかし、2009年12月の特区法の改訂により、港湾特区内で入居企業が船舶・航空機の生産に従事できるようになり、製造業に寄与する可能性が生じた。最新版の連邦特区法第10条参照 (ROTOBO 2010, p.55)。

成し、表5にまとめた。連邦経済特区管理庁のウェブサイトには、特区入居企業全207社のデータベースが掲載されていたので、基本的にそれをもとに作成したものである<sup>6</sup>。ただし、このデータベースは入居企業名と生產品目を記したごく簡略なものにすぎないので、他のソースから情報を補い、極力詳細なリストの作成に務めた。各種の報道などを手がかりに、出資国・投資家に関する情報、どこから原材料を調達しどの市場に販売しようとしているかといった情報も、可能な限り盛り込むことを試みた。予定投資額は、リペツク特区のパンフレット (Lipetsk 2009) とエラブガ特区のプレゼンテーション資料 (Alabuga 2009) に掲載されているデータを記した<sup>7</sup>。工場の敷地面積および雇用予定数についてもこれらの資料に依拠してまとめたが、リペツクに関しては雇用予定数が、エラブガに関しては敷地面積が不明である。

リペツク特区の17プロジェクトの予定投資額を合計すると511億ルーブルに、またエラブガ特区の9プロジェクトのそれは (便宜的なルーブル換算値ながら) 258億ルーブルになり、両特区を合計すると769億ルーブルである。すでに述べたように、すべての種類の特区で予定されている投資総額は、2,191億ルーブルとなっている。入居企業数では207件中26件にすぎない工業生産特区が、投資予定額では全体の3分の1程度を占めているということになる。ベンチャー的な性格が色濃い技術導入特区の入居者と比較して、資本集約的な工業生産特区の入居者がより大規模な投資を予定していることは、うなずけるところだ<sup>8</sup>。

工業生産特区に関してもう一点注目されるのは、ここでは外資のプレゼンスが相対的に大きいことである。表5では投資国が外国である場合に、それを強調するために網掛けで示している。リペツクでは、17の入居者のうち6社が外資系であり、予定されている投資総額511億ルーブルのうち173億ルーブルが外資という計算になる。一方、エラブガでは、9社のうち5社が外資系であり (ロシア資本との合弁企業を含む)<sup>9</sup>、予定されている投資総額258億ルーブルのうち127億ルーブルが外資という計算になる (出資比率を考慮して算出)。これ以外にも、ソレルス・エラブガ社などは、ロシア資本ながら、外資との協力の下に外国モデル車を生産している企業である。

<sup>6</sup> ロシア連邦経済特区管理庁のウェブサイトは、<http://www.rosuez.ru> ただし、特区管理庁が2009年いっばいで廃止されてしまった関係で、2010年5月現在このウェブサイトは閲覧不能となっている。なお、ROTOBO (2010), pp.9-34に、技術導入特区、観光リクリエーション特区の入居企業を含む全207社のリストが掲載されている。

<sup>7</sup> その際に、Alabuga (2009)では投資予定額を、「2億5,000万ドル以上」といった外貨表示の概数で示しており、しかも米ドルとユーロが混在している。これでは対比困難なので、表5では便宜的に、2009年の年平均レートでルーブル換算した値を示している。2009年はルーブル安だったので、同年のレートでルーブルに換算するとやや過大評価されるという問題は考慮すべきであろう。

<sup>8</sup> そもそも2005年特区法は、工業生産特区の入居者には1,000万ユーロ以上の投資実施を特別に義務付けており (うち100万ユーロ以上を1年以内に実施)、このことから必然的に投資規模は大きくなる。ただし、2009年12月の特区法の改訂により、最低投資義務は1,000万ユーロから300万ユーロに引き下げられた。最新版の連邦特区法第12条参照 (ROTOBO 2010, p.57)。

<sup>9</sup> ロシアでは、ロシア資本がキプロスや英領バージン諸島といったオフショアセンターを経由してロシア本国に投資されるという慣行が広く見られる (Hattori 2009b, p.79)。したがって、キプロスからの投資とされているセプタル社は、実質的にロシア資本である可能性がある。しかし、その点に関する事実関係は確認できなかったため、ここでは差し当たり外資系としてカウントしておく。

## 2. ロシアの経済特区の特殊性に関する考察

### (1) 国内産業政策としての性格

Nakata (2010)は、アジアの経済発展を総括的に論じるなかで、同諸国が国内の特定の地域を「輸出加工区」「経済特区」として認定・開発したうえで対内直接投資を誘致したことが、輸出志向型戦略への転換に大きな役割を果たしたと論じている。そして、アジアの輸出加工区や経済特区の多くには、以下のような特徴が共通して見られたと指摘している (Nakata 2010, pp.48-50)。

- ①関税が免除される。
- ②外資企業の自由な活動が保障される。
- ③租税減免などのインセンティブが与えられる。
- ④行政手続きの簡素化、一元化。
- ⑤インフラが整備されている。

これらの特徴は、2005年の連邦法によって形成されたロシアの経済特区制度にも、かなりの部分当てはまる。ただし、実態面にも着目しながら、ロシアの経済特区のありようをつぶさに見ていくと、むしろアジアとは異なるロシアの特殊性が際立ってくる。以下では主に中国を比較対象として、ロシアの特区の特殊性を検討してみる。

第1に、中国の特区には、少なくとも設立当初は、改革開放の実験室、その尖兵という意味合いがあった。漸進改革主義の中国は、社会主義体制を基本的に維持しつつ、資本主義の要素や外国資本を部分的に取り入れる「点」として経済特区を設け、その成否を見極めながら、改革開放を他の地域にも「面」として広げていくという戦略を採ったのである (Ma 2007, pp.56-57)。それに対しロシアは、2005年に特区制度を立ち上げた時点で、すでに「ショック療法」による市場経済化から十余年を経ている。国全体として(欠陥はあるにせよ)市場経済・自由貿易に移行して久しいロシアにとって、今さら「改革開放の実験」が不要であることは言うまでもない。

第2に、中国の特区でも見られたように (Ma 2007, pp.57-58)、経済特区においては外国企業に特典を与え、外資を積極的に誘致することが一般的である。それに対し、ロシアでは(特区の外でもそうであるように)特区において外資を優遇する措置は設けられていない。極端な場合には、政策担当者が国内資本を選好するケースすら見受けられる<sup>10</sup>。実際にも、すでに見たように、2009年末現在、ロシアの特区入居企業207社のうち外資参加企業は25社にすぎないし、やや比率が上がるとはいえ工業生産特区に限って見ても26社中11社止まりである<sup>11</sup>。

第3に、中国の特区が初期には「輸出商品生産基地」と呼ばれていたように (Amako 1999,

<sup>10</sup> オセエフスキー・サンクテペテルブルグ市副市長はある席で、ペテルブルグ経済特区には最大限多くのペテルブルグ企業に入居してもらいたい、行政府はまず第一に地元企業を支援する意向であると発言したことがある。 <http://www.gov.spb.ru/economics/oez/residents> 地元経済界へのリップサービスにすぎなかったのかもしれないが、単にロシア資本ということにとどまらず、地元ペテルブルグの企業を優先的に特区に入居させたいというのは、あまりにも内向きな思考であると言わざるをえない。

<sup>11</sup> ロシアと経済条件が似通っているウクライナでも、経済特区において必ずしも外国資本が優勢でない現象が見られる。ウクライナの「特別(自由)経済区」および「優先開発地域」には、2008年までに29億2,769万ドルの投資が流入したが、うち外国投資は27.9%にすぎなかった (Hattori 2010b, p.128)。

pp.243-244)、一般に特区においては輸出向けの生産が重視される傾向がある。それに対しロシアの特区では、輸出を奨励する制度は特設設けられていない。実際にも、ロシアの工業生産特区に進出している企業は主として輸入代替生産をめざしていると思われる。前掲の表5を見ても、明示的に輸出をうたっているのは、リペツクのシヴィル・サブライズ社、バイオエタノール社、エラブガのタトネフチ・アラブガ・スチェックロヴォロクノ社に限られる。

第4に、ロシアの経済特区の立地は、やや特殊と言える(前掲の図1参照)。一般に特区は輸送・貿易の利便性などを考慮して沿海部や国境地帯に設けられることが多く、中国等のアジア諸国にも典型的にそれが当てはまる(Nakata 2010, pp.48-49)。それに対し、ロシアの工業生産特区は、エラブガ、リペツクといずれも内陸部であり、輸送の大動脈であるシベリア鉄道本線の沿線というわけでもない。技術導入特区は、モスクワ市とサンクトペテルブルグ市という交通至便な場所にも設けられたものの、トムスク市はシベリアの奥地だし、モスクワ州ドゥブナ市にしてもアクセスが良好とはいえない。ロシアの工業生産および技術導入特区が、地理的優位性を評価されて選定されたわけではないことは、明らかである。

アジアの経験からも、一般的に経済特区制度は、対内直接投資の誘致と輸出促進に重点を置いた政策であることが多く、「対外経済関係」という観点から論じられるのが常である。しかし、上で見たように、ロシアの経済特区は必ずしも「対外経済関係」に位置付けられるものではない。外資導入や貿易促進よりも、むしろロシア経済を内部から鍛え直すための拠点作りという点に主眼がある。

現に、経済発展省は経済特区創設の総論的な目的を、①経済の多角化、②ハイテク産業の発展、競争力のある新製品の生産、③製造業の発展、④観光・保養産業の発展、⑤運輸・エネルギー・技術革新・社会インフラの発展、と説明しており、対外関係には触れていない<sup>12</sup>。これらは、一般に指摘されているロシア経済の核心的な課題(メドヴェージェフ大統領の言う「ロシア経済の近代化」)そのものである。むしろ、そこにおいては外国資本の役割が排除されるわけではないし、ロシア製品の競争力が高まった結果として輸出が増えることには期待しているはずだが、そうした要因はどちらかと言うと副次的なものである。そして、国内の産業・科学技術政策という側面が強いからこそ、輸送や国際交流に便利な沿海部・国境地帯が必ずしも優先されていないであろう。

## (2) 特区の利点は何か

上述のように、一般に経済特区に共通して見られる措置として、①関税の免除、②外資企業の自由な活動、③租税減免などのインセンティブ、④行政手続きの簡素化・一元化、⑤インフラの整備、といった点が挙げられる。実はアジア諸国においては、経済的なインセンティブはどの国

<sup>12</sup> <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/specialEconomicAreas/> ただし、工業生産特区の目的について個別に述べた箇所では、①国内および外国投資を本格的に誘致するための条件づくり、②ロシア経済の需要を満たし製品の輸出を促進する目的で、世界標準に合致し、加工度の高い製品のハイテク生産を担える現代的な工業生産コンプレックスを創出すること、という2点を挙げており、ここでは付随的ながら外国投資や輸出にも言及している。

<http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/specialEconomicAreas/kinds/prom/>

もこぞって導入しているので投資誘致の決定的な要因にはなっておらず、むしろ④や⑤が重要性を帯びているとする研究がある (Nakata 2010, pp.48-49)。管見によれば、ロシアではアジア以上に、④や⑤の要因が死活的に重要である。

もちろん、ロシアの経済特区にも、前掲の表2に見るような税制・関税優遇措置が設けられている。なかでも、特区が保税地域に指定されており、入居企業が機械設備や原材料を輸入する際に関税・付加価値税が免除されるのは、大きなメリットだろう (ただし、ロシア国内に製品を出荷する際には課税される)。また、事務所の家賃や、土地の賃借料・購入料なども、格安に設定されている<sup>13</sup>。ロシア連邦産業・商業省幹部は、工業生産特区の経済的インセンティブを利用することにより、投資額を15~20%削減することが可能であると述べている<sup>14</sup>。

だが、現実には、企業がロシア特区の優遇制度を評価して特区に殺到するという事態は起きていない。また、実際に特区に進出した企業にしても、必ずしも優遇措置に期待して特区入居者になったわけではないのである。これは、ロシアでは制度的要因以外の投資阻害要因があまりにも大きいため、進出地の決定にあたって制度的要因がそれほど重視されていないからであると考えられる。とくに企業が工場建設地を選定する場合には、税制等の制度的な条件は二次的な要因となっている。

まず、ロシアは国土が広大でありながら輸送インフラが脆弱な国なので、当国で生産を組織しようとするれば必ず、ロジスティクスという難題に直面する。しかもロシアでは裾野産業が弱いのので、たとえば外国モデルの自動車を現地生産するためには部品の大部分を輸入する必要があり、なおさらロジスティクスが成否を分けることになる。そうした観点からすると、上述のようにリペツク、エラブガの両工業生産特区は理想的な立地とは言いがたく、投資家がロジスティクスに高い優先順位を与えるならば、いかに税制等が有利であろうと、両特区が選択される可能性は低いだろう。

それでは、どのような要因が、特区進出のインセンティブになっているのか。ここで押さえておくべきは、ロシアではきちんと造成された工業用地の確保が至難であるという事実だ。企業がロシアの各地方を回って工場建設地を探しても、紹介されるのは原野のような場所ばかりである (Jetro 2009, pp.8-9)。その点、経済特区では、地元の行政が優先的にインフラ整備 (整地、道路建設、電力・ガス・水道の敷設等) に取り組むことになっており、その資金のかなりの部分をロシア連邦政府が負担している (上述のように、すでに385.6億ルーブルの公的資金が投入されており、うち連邦財政からの支出が221.3億ルーブル)。それでも万端整った工業用地とはなかなか行かないが、特区においては少なくとも当局の善処は期待できる。リペツク特区での工場建設

<sup>13</sup> 特区入居者は、既存施設への入居か、土地を賃借してそこに自らの施設を建てるかを選択することができる。土地賃借契約締結後、投資家は建物の所有権の登記を受けて、土地を買い取る権利を有する。なお、参考までに事務所の賃借料は (2010年1月1日以降の料金)、ドゥブナ特区: 1平米当たり月額300ルーブル、トムスク特区: 1平米当たり月額200ルーブルとなっている。土地の賃借料は、リペツク特区: 1平米当たり年間2.42ルーブル、エラブガ特区: 1平米当たり年間7.67ルーブルに設定されている。Вестник особых экономических зон, №1 2009, с.26-27. リペツク特区で工場建設中の日系企業によれば、同社による土地買上価格は1ha当たり約180ユーロに決まっているとのことであり、同社の敷地は24haなので、工場建設地をわずかに4,320ユーロで手に入れることになる (Yokohama 2010, p.13)。

<sup>14</sup> Вестник особых экономических зон, №2 2009, с.49.

を決めた日系企業幹部も、同地を選んだ決め手として、充実したインフラを挙げている（Yokohama 2010, pp.10-11）。

もう一つ、ロシアで活動する企業が頭を痛めるのが、複雑怪奇な許認可の問題である。とくに、ロシアで工場を設立しようと思えば、文字どおり山のように書類を用意し、様々な行政窓口と面倒なやり取りをして、許認可をクリアしなければならない。その点、経済特区では、投資家向けのワンストップサービス窓口が設けられており、対応面でも柔軟であるとされ、これもロシアにあっては画期的なことである。

インフラ整備にしても、ワンストップサービスおよび柔軟な対応にしても、特区であるなしにかかわらず、各地域の行政が努力すればできることである（財源の問題はひとまず置くとして）。いやしくも、投資の活性化で経済を近代化しようという国ならば、当然取り組んでしかるべきだ。ところが、ロシアでは、それがままならない。だからせめて、限られた区域内だけでも、そうした普通の投資環境に近付けるよう、優先的に努力をしよう。これが、ロシアの経済特区というものの本質だと、筆者は理解している。つまり、法律や税制などの制度面もさることながら、行政の対応こそが鍵となっているのである。

2008年秋以降の金融・経済危機を受けて、ロシア連邦特区管理庁は、「世界危機の条件下の経済特区入居者支援プログラム」を策定し、入居者向けの各種コスト引き下げや追加的な金融支援を打ち出した。特区管理庁ではそれ以前から、特区ごとに「人材見本市」を開催したり、特区入居企業の職員の住宅を整備したり、税制・関税・製品認証などに関する無料のセミナーを企画したりと、きめの細かいサービスを提供していたようである<sup>15</sup>。これらのことも、制度化された優遇措置というよりは、行政の側が投資家の要望に聞く耳をもって柔軟に対応していることがロシアの特区の肝であることをうかがわせる。

### 3. ロシアの経済特区政策に関する評価

#### (1) 地域政策の観点

最後に、これまでの分析を踏まえながら、ロシア経済特区制度の政策としての合理性について評価を試みる。

ロシアにおいては、先進的な地域が国全体の経済を牽引すべきという「極的発展政策」と、地域格差の解消を重視し貧しい地域への支援を旨とする「平準化政策」とが、せめぎ合っているとされる。そして、2005年連邦特区法にもとづく特区設立地の選定は、結果的には明らかに前者に則ったものとなった（Kuznetsov 2008, pp.8-11）。

経緯を振り返ると、2005年に工業生産特区および技術導入特区の設立地を選定した際には、工業生産特区で43件の、技術導入特区で29件の応募が各地域から寄せられたとされる。当初の下馬評では、少なくとも10箇所あまりの経済特区が認定されるのではないかと予想されていたのだが、蓋を開けてみれば工業生産特区：2、技術導入特区：4の計6箇所にとどまったわけだ。その原

<sup>15</sup> *Вестник особых экономических зон*, №1 2009, с.22-25.

因は、各地域が準備した特区計画書が、十分に練り上げられたものではなかったという点にあったと伝えられる。特区のなかでも工業生産特区は、もともと東シベリアや極東のような経済発展が立ち遅れている地域のテコ入れ策として位置付けられていた(特典なしでも投資誘致が望めるモスクワ市・州やサンクトペテルブルグ市は工業生産特区の対象外というのが当時のグレフ大臣の立場)。ところが、実際に工業生産特区の権利を射止めたのは、リペツク州とタタルスタン共和国というロシアのなかでは比較的進んだ工業地域であった。これに関してグレフ大臣は、工業生産特区の申請にはお粗末なものが多く、自分としてはぜひとも東シベリア・極東を加えたかったのだが、これらの地域の申請はいずれも詰めの良いものだったという趣旨の発言をしている(Hattori 2006, pp.18-19)。

ロシアでは、地域によって行政の熱意や対応能力は大きく異なり、それらの点で秀でた地域が、現在までのところ特区誘致に成功していると言える。連邦政府としては意図的に豊かな地域を選んでいるわけではないにせよ、行政の対応能力が優れた地域は経済的な先進地域である場合が多いから、結果的に豊かな地域が特区の恩恵に浴す形となっている。これは、ロシアの経済特区制度の、大きなジレンマと言える。

## (2) 経済の多角化・高度化への貢献度

さて、すでに述べたように、経済発展省は経済特区創設の目的を、①経済の多角化、②ハイテク産業の発展、競争力のある新製品の生産、③製造業の発展、④観光・保養産業の発展、⑤運輸・エネルギー・技術革新・社会インフラの発展、とうたっている。問題は、ロシア国内の地域間の平等を犠牲にしてまで推進している経済特区政策が、実際にこれらの目的に資するものになっているか、という点である。結論から言えば、その効果はあまり大きくなく、むしろ矛盾が目立つというのが、現時点での筆者の評価である。

投資環境が芳しくなく、生産コストが高く、輸送面でも不便なロシアは、製造業の国際的な生産基地としての優位性はない。それでも、投資家がロシアに工場を建てようとするのは、それなりに規模の大きなロシア国内市場を当て込んでのことである。そうした投資家にとっては、まずロシアに工場を建てなければならないという課題ありきであり、そのうえで建設地を物色することになる。特区の条件が気に入れば特区に進出するし、そうでなければ特区外に進出する。いずれにしても、特区があるがゆえにロシア進出を決定するというパターンは、想像しがたい。増してや、ロシアは特殊性の強い独自市場なので、たとえば投資家がロシアとポーランドを天秤にかけて特区の存在ゆえに前者に進出するといった選択は、ありえないことだ。むしろ特区が投資をある程度円滑化・迅速化することは期待できるにしても<sup>16</sup>、このように論理的に考えれば、特区に刺激されて内外投資家がロシアでの投資に踏み切るという可能性は低いのではないだろうか。当該地域の地域振興策としては有効と考えられるが、それは他地域を犠牲にした発展であり、ロシア全体にとっての恩恵となると疑問符が付く。

<sup>16</sup> 前出のロシア連邦産業・商業省幹部は、工業生産特区に入居することにより、工場の建設期間を6～12ヵ月短縮することが可能であると述べている。Вестник особых экономических зон, №2 2009, с.49.

また、実際に特区で実施されている投資が、経済の多角化・高度化という所期の目的に適ったものになっているかという点に関しても、批判的に検証する必要がある。前掲の表5を見ると、工業生産特区のプロジェクトのなかでは、日系企業のかかわるYokohama R.P.Z.やセヴェルスターリアフト・いすゞ社、またソレルス・エラブガ社などは本格的な製造投資として評価できる。また、シヴィル・サプライズ社やバイオエタノール社のように、(おそらくは)ロシア特有の技術や原料を用いてユニークな生産を手掛け、外国市場にまで販売しようとしている意欲的なところもある。その一方、やはり目立つのは比較的単純な品目の輸入代替生産である。なお、ベカルト・リペツク社については、金属加工業への従事を禁止する経済特区法に抵触しているという指摘もあった<sup>17</sup>。他方、ChSZリペツク社やアクリチェフ・アラブガ社などは、ロシアの既存企業が生産の量的拡張のために特区を活用した事例と推察される。

むろん、ロシアの現状を考えれば、第一歩としての輸入代替工業化、製造業の育成は有意義であるという評価もできなくはないだろう。しかし、経済特区制度が、経済の多角化・高度化という大義名分を掲げ、少なからぬ公的資金を投入し、地域間の平等を犠牲にしてまで推進している政策であることを考えると、全体として現在までのところの工業生産特区入居者の顔ぶれは物足りないと言わざるをえない<sup>18</sup> (技術導入特区でより高度なプロジェクトが推進されている可能性はあるかもしれない)。

### (3) 新たな動きと今後の課題・展望

以上のように、ロシアの経済特区は地元には恩恵をもたらすし、ロシアのなかで進出先を検討している投資家にとっては有望な選択肢である。だが、ロシア経済を多角化・高度化するという所期の目的に貢献することは、現状のままではおぼつかないと考えざるをえない。そもそも、工業生産特区が2箇所だけで、2つ合わせても面積が約3,000haで入居企業が26社というレベルでは、国全体に及ぼす効果は決して大きなものではない<sup>19</sup>。

<sup>17</sup> 特区法第4条は、特区内での従事が禁止される事業として、「有用鉱物鉱床の開発及び採掘(鉱水、治療用泥その他の天然医薬資源の開発及び採掘を除く。)、並びに冶金業(全ロシア経済活動種類分類表により他の区分に含められていない「その他の鉄鋼製品」の生産、アルミニウム半製品又はアルミニウム合金半製品の生産、鋳物生産を除く。)」を挙げている(ROTOBO 2010, p.49)。2008年春、ロシア金属製品生産者協会がロシア連邦経済特区管理庁に、ベカルト・リペツク社の事業が特区法に抵触するというクレームをつけ、リペツク特区にワイヤー生産企業が立地することは、ロシアの同セクターの発展につながらないばかりか、ロシア企業を圧迫するだけだと指摘した。これに対し特区管理庁は、ベカルトのビジネスプランによれば法律違反には当たらないという解釈を示し、批判を退けている。

<http://www.abireg.ru/?idnews=7082&newcat=23>

<sup>18</sup> リペツク州のコロリョフ知事は、「リペツクのテクノパレー発展の展望を逃さないため」と称して、リペツク工業生産特区の敷地を現在の2倍に増やすことを求める一方、新しい敷地にはとくにセメント工場、砂糖工場を入居させる計画だと述べている(Вестник особых экономических зон, №2 2009, с.24)。リペツク州行政府の投資誘致に寄せる並々な熱意には敬服せざるをえないが、これらのローテク産業が特区の本分に合致しているとは思えず、当事者の姿勢としてはやや無節操という印象を受ける。

<sup>19</sup> 公共財政改革研究所のクリマノフ所長は、次のように指摘する。すなわち、ロシアでは工業生産特区および技術導入特区は産業政策の手段と見なされ、地域政策の手段ではなかった。その結果、局所的な特区が形成され、周辺地域に刺激を与えることがなかった。面積等の規模から見ても、中国のようなスケールの大きい特区とは、比べるべくもない。ロシアの特区の実態はむしろ、先進国の工業団地に近い(Газета, 10 Декабря 2009)。

冒頭で述べたように、2005年の連邦法にもとづくロシアの特区制度は、1990年代の野放図な特区乱立の反省に立ち、中央集権的な管理体制を保持することを重視していた。しかし、それが硬直性を招いたことから、2009年12月の連邦特区法の改訂により、規制緩和および分権化の方向に若干舵が切られた。重要な変更点としては、第1に、これまで特区行政の総本山となってきた連邦経済特区管理庁が廃止され、その機能が基本的にロシア連邦経済発展省に継承されるとともに、権限の一部は連邦構成体の行政に移された。第2に、2015年1月1日までは、コンクールの手続きを省略して、連邦政府の裁量により新たに特区を創設することが可能になった（改訂特区法第6条。ROTOBO 2010, p.50）。これは、不況にあえぐ「モノゴード」<sup>20</sup>や、地域が独自に創設した特区に対して、連邦政府が柔軟に特区認定を与えて支援するための措置であると言われている。第3に、これはすでに注8で述べたとおり、2005年特区法は工業生産特区の入居者に1,000万ユーロ以上の投資実施を義務付けていたが、今回の改訂によりその義務が300万ユーロに引き下げられた。これにより、中小企業が特区を活用することも容易になったわけである。これらの規制緩和により、特区の数も、入居企業の数も増えていけば、最近かなり停滞感のあった特区制度も再び活気を取り戻し、ロシア経済においてより本質的な役割を果たす方向に向かうことも考えられる。

かつて特区管理庁の幹部は、工業生産特区を拠点に産業クラスターを形成するとともに、工業生産特区を全国あまねく設置してその効果を全国土に波及させていくといった遠大な構想を語っていた<sup>21</sup>。そこまでの成果を期待するのは非現実的としても、特区の数や入居企業が拡大していけば、いずれはそれが「質」に転化し、地域的な成長拠点としてロシア経済の多角化・高度化に一定の貢献ができる可能性はあるかもしれない。

---

<sup>20</sup> 「モノゴード」とは、ロシアで数多く存在する単一の企業や産業に極端に依存した企業城下町のことである。詳しくは、Hattori (2010a)参照。

<sup>21</sup> *Вестник особых экономических зон*, №2 2009, с.44-48.

## 【参考文献】

- Alabuga 2009: *Особая экономическая зона промышленно-производственного типа «Алабуга»* (エラ  
ブガ工業生産特区プレゼンテーション資料)
- Amako 1999: 天兒慧ほか編『岩波現代中国事典』(岩波書店)。
- Hattori 2006: 服部倫卓「始動するロシアの経済特区制度」『ロシア東欧貿易調査月報』3月号、  
14-27頁。
- Hattori 2009a: 服部倫卓「ロシア経済変革の試金石サンクトペテルブルグ」蓮見雄編『拡大する  
EUとバルト経済圏の胎動』(昭和堂)、100-123頁。
- Hattori 2009b: 服部倫卓「2008年のロシアの外国投資統計」『ロシアNIS調査月報』7月号、75-94  
頁。
- Hattori 2010a: 服部倫卓「ロシアのモノゴラド(企業城下町)問題」『ロシアNIS調査月報』2  
月号、5-21頁。
- Hattori 2010b: 服部倫卓「ウクライナの経済特区をめぐる紆余曲折」((社)ロシアNIS貿易会・ロ  
シアNIS経済研究所編『ロシア・ウクライナの経済特区』)所収。
- Horiuchi 2008: 堀内賢志『ロシア極東地域の国際協力と地方政府 一中央・地方関係からの分析  
一』(国際書院)。
- Inagaki 1989: 稲垣清「対外経済関係と政策の変動」山内一男編集責任『岩波講座現代中国第2  
巻 中国経済の転換』(岩波書店)、255-281。
- JETRO 2009: ジェトロ編『ロシア工場設立の手引き ～用地選定から操業開始まで～ (海外調査  
シリーズNo.380)』。
- Kaneko 2008: 金子泰「ポーランドの外国直接投資誘致政策：経済特区を中心に」池本修一・岩  
崎一郎・杉浦史和編『グローバリゼーションと体制移行の経済学』(文眞堂)、185-201頁。
- Kuznetsov 2008: A.クズネツォフ・O.クズネツォワ「ロシア連邦政府による地域開発投資の何が問  
題か」『ロシアNIS調査月報』1月号、1-11頁。
- Kuznetsova 2009: Ольга Кузнецова, *Экономическое развитие регионов: Теоретические и  
практические аспекты государственного регулирования*. Изд. 5-е., М., ЛИБРОКОМ.
- Lipetsk 2009: *Особая экономическая зона «Липецк»* (リペツク工業生産特区の広報パンフレット)
- Liuhto 2009: Kari Liuhto, "Special Economic Zones in Russia - What do the zones offer for foreign  
firms?" Electronic Publications of Pan-European Institute 2/2009.  
[<http://www.tse.fi/FI/yksikot/erillislaitokset/pei/Documents/Julkaisut/Liuhto%200209.pdf>]
- Ma 2007: 馬成三『現代中国の対外経済関係』(明石書店)。
- Nakata 2010: 中田勇人「アジアの経済発展と直接投資」長谷川啓之編『アジア経済発展論』(文  
眞堂)、44-58頁。
- Pushkin 2009: А. Пушкин, И. Богданов, *Особые экономические зоны в России: Правовое  
регулирование*, М. Альпина Бизнес Букс.
- RosOEZ 2009: Федеральное агентство по управлению особыми экономическими зонами, *Особые*

*экономические зоны: инструмент развития инновационной экономики* (ロシア連邦経済特区管理庁プレゼンテーション資料)

- ROTOBO 2009: (社)ロシアNIS貿易会・ロシアNIS経済研究所編『ロシアにおける工場建設・経営の諸問題』。
- ROTOBO 2010: (社)ロシアNIS貿易会・ロシアNIS経済研究所編『ロシア・ウクライナの経済特区』。
- Rybakov 2006: Сергей Рыбаков, Наталья Орлова, *Особые экономические зоны в России. Налоговые льготы и преимущество*. М., Вершина.
- Shvydko 2009: V.シュヴィトコ「ロシアにおける官民パートナーシップ—メカニズムと実施状況—」『ロシアNIS調査月報』3月号、77-91頁。
- Shvydko 2010: V.シュヴィトコ「ロシアの経済政策体系における経済特区の位置付け」『ロシアNIS調査月報』3月号、1-8頁。
- Tuominen 2008: Karita Tuominen, Eero Lamminen, “Russian Special Economic Zones,” Electronic Publications of Pan-European Institute 12/2008.  
[<http://www.tse.fi/FI/yksikot/erillislaitokset/pei/Documents/Julkaisut/Tuominen%20and%20Lamminen%201808%20web.pdf>]
- Yokohama 2010: 「リベック特区でのタイヤ工場建設」(Yokohama Russia LLCおよびLLC Yokohama RPZ沖島潤一社長インタビュー)『ロシアNIS調査月報』3月号、10-16頁。
- Zashev 2008: Peter Zashev, “Current State and Development Potential of Russian Special Economic Zones – Case Study on the Example of Saint Petersburg SEZ,” Electronic Publications of Pan-European Institute 8/2008.  
[<http://www.tse.fi/FI/yksikot/erillislaitokset/pei/Documents/Julkaisut/Zashev%200808.pdf>]
- Zimenkov 2005: Рудольф Зименков, *Свободные экономические зоны*. М., ЮНИТИ-ДАНА.